

議案第 5 号

淡路市情報公開条例等の一部を改正する条例制定の件

淡路市情報公開条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 1 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市情報公開条例等の一部を改正する条例

(淡路市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 淡路市情報公開条例(平成 17 年淡路市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項第 1 号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(淡路市個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 淡路市個人情報保護条例(平成 17 年淡路市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 59 条第 1 項第 1 号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(淡路市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 3 条 淡路市固定資産評価審査委員会条例(平成 17 年淡路市条例第 93 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項第 1 号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例の一部改正)

第 4 条 淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例(平成 17 年淡路市条例第 95 号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(淡路市手数料条例の一部改正)

第 5 条 淡路市手数料条例(平成 17 年淡路市条例第 96 号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第2第6項中「第114条」を「第113条」に改める。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。ただし、第5条中淡路市手数料条例別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

淡路市情報公開条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市情報公開条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(手数料等) 第18条 (略)</p> <p>2 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第9条第3項で読み替えて適用する法第38条第1項の規定による第28条第2項の資料の写しの交付に係る手数料(以下この条において「交付手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 提出された資料が書面若しくは書類であるときは、当該書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に単色若しくは多色で複写したものの交付又は電磁的記録であるときは、記録された事項を用紙の片面若しくは両面に単色若しくは多色で出力したものの交付をする方法 用紙1枚(原則として<u>日本工業規格</u>A列3番以内の用紙を用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いた場合の枚数は、<u>日本工業規格</u>A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。次号において同じ。)につき10円(多色で複写され、又は出力された用紙にあっては、100円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として交付手数料の額を算定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(手数料等) 第18条 (略)</p> <p>2 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第9条第3項で読み替えて適用する法第38条第1項の規定による第28条第2項の資料の写しの交付に係る手数料(以下この条において「交付手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 提出された資料が書面若しくは書類であるときは、当該書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に単色若しくは多色で複写したものの交付又は電磁的記録であるときは、記録された事項を用紙の片面若しくは両面に単色若しくは多色で出力したものの交付をする方法 用紙1枚(原則として<u>日本産業規格</u>A列3番以内の用紙を用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いた場合の枚数は、<u>日本産業規格</u>A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。次号において同じ。)につき10円(多色で複写され、又は出力された用紙にあっては、100円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として交付手数料の額を算定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

淡路市情報公開条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第2条による改正（淡路市個人情報保護条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(手数料等)</p> <p>第59条 法第9条第3項で読み替えて適用する法第38条第1項の規定による第49条第2項の資料の写しの交付に係る手数料(以下この条において「交付手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 提出された資料が書面若しくは書類であるときは、当該書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に単色若しくは多色で複写したものの交付又は電磁的記録であるときは、記録された事項を用紙の片面若しくは両面に単色若しくは多色で出力したものの交付 用紙1枚(原則として<u>日本工業規格</u>A列3番以内の用紙を用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いた場合の枚数は、<u>日本工業規格</u>A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。次号において同じ。)につき10円(多色で複写され、又は出力された用紙にあっては、100円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として交付手数料の額を算定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(手数料等)</p> <p>第59条 法第9条第3項で読み替えて適用する法第38条第1項の規定による第49条第2項の資料の写しの交付に係る手数料(以下この条において「交付手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 提出された資料が書面若しくは書類であるときは、当該書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に単色若しくは多色で複写したものの交付又は電磁的記録であるときは、記録された事項を用紙の片面若しくは両面に単色若しくは多色で出力したものの交付 用紙1枚(原則として<u>日本産業規格</u>A列3番以内の用紙を用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いた場合の枚数は、<u>日本産業規格</u>A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。次号において同じ。)につき10円(多色で複写され、又は出力された用紙にあっては、100円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として交付手数料の額を算定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

淡路市情報公開条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第3条による改正（淡路市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(手数料等) 第10条 (略)</p> <p>2 準用行政不服審査法第38条第4項に規定する条例で定める手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 準用行政不服審査法第38条第1項に規定する書類若しくは資料を複写機により用紙の片面若しくは両面に単色若しくは多色で複写したものの交付又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に単色若しくは多色で出力したものの交付 用紙1枚(原則として<u>日本工業規格</u>A列3番以内の用紙を用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いた場合の枚数は、<u>日本工業規格</u>A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。次号において同じ。)につき10円(多色で複写され、又は出力された用紙にあっては、100円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(手数料等) 第10条 (略)</p> <p>2 準用行政不服審査法第38条第4項に規定する条例で定める手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 準用行政不服審査法第38条第1項に規定する書類若しくは資料を複写機により用紙の片面若しくは両面に単色若しくは多色で複写したものの交付又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に単色若しくは多色で出力したものの交付 用紙1枚(原則として<u>日本産業規格</u>A列3番以内の用紙を用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いた場合の枚数は、<u>日本産業規格</u>A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。次号において同じ。)につき10円(多色で複写され、又は出力された用紙にあっては、100円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

淡路市情報公開条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第4条による改正（淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例の一部改正）

現 行	改 正 案								
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 「太陽電池容量の合計」とは、使用者が屋根等に設置する太陽光発電設備に係る太陽電池容量（<u>日本工業規格</u>C8952に規定する太陽電池容量をいう。）の合計をいう。</p> <p>6 (略)</p>	使用区分	金額	(略)	(略)	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 「太陽電池容量の合計」とは、使用者が屋根等に設置する太陽光発電設備に係る太陽電池容量（<u>日本産業規格</u>C8952に規定する太陽電池容量をいう。）の合計をいう。</p> <p>6 (略)</p>	使用区分	金額	(略)	(略)
使用区分	金額								
(略)	(略)								
使用区分	金額								
(略)	(略)								

淡路市情報公開条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第5条による改正（淡路市手数料条例の一部改正）

現 行		改 正 案	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	手数料の名称	手数料の金額	
戸籍	(略)	(略)	(略)
(略)			
地籍調査手数料	(略)	(略)	(略)
行政不服審査法第38条第1項及び同法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による交付の	提出書類等若しくは主張書等（電磁的記録に記録されたものを含む。）を用紙に複写し、又は出力したものを交付	日本工業規格A列3番以内の用紙1枚につき（この規格を超え用紙を用いた場合は、日本工業規格A列3番の用紙を用いた場合に換算し、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とする。）	100円（単色刷りの場合）
			100円（多色刷りの場合）
区分	手数料の名称	手数料の金額	
戸籍	(略)	(略)	(略)
(略)			
地籍調査手数料	(略)	(略)	(略)
行政不服審査法第38条第1項及び同法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による交付の	提出書類等若しくは主張書等（電磁的記録に記録されたものを含む。）を用紙に複写し、又は出力したものを交付	日本産業規格A列3番以内の用紙1枚につき（この規格を超え用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番の用紙を用いた場合に換算し、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とする。）	100円（単色刷りの場合）
			100円（多色刷りの場合）

淡路市情報公開条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第5条による改正（淡路市手数料条例の一部改正）

現 行				改 正 案			
	行政手続等における情報の技術の利用に 関する法律（平成14年 法律第151条）第4条第1 項の規定により同項に 規定する電子情報処理 組織を用いて行う付	<u>日本工業規格</u> A列 3番以内 の用紙の 片面に複 写し、又 は出力す るとした らば、 複写さ れ、又は 出力され る用紙1 枚につき	10円		行政手続等における情報の技術の利用に 関する法律（平成14年 法律第151条）第4条第1 項の規定により同項に 規定する電子情報処理 組織を用いて行う付	<u>日本産業規格</u> A列 3番以内 の用紙の 片面に複 写し、又 は出力す るとした らば、 複写さ れ、又は 出力され る用紙1 枚につき	10円
その他	(略)	(略)	(略)	その他	(略)	(略)	(略)
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1～5 (略) 6 国家公務員共済組合法(昭和33年 法律第128号)<u>第114条</u>に規定す る証明 7～35 (略) </div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1～5 (略) 6 国家公務員共済組合法(昭和33年 法律第128号)<u>第113条</u>に規定す る証明 7～35 (略) </div>			